

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の増設）に係る面談
2. 日時：令和6年1月31日（水）15時30分～18時40分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
佐藤室長補佐、森審査班長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当1名（Web会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当5名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の増設）について、講ずべき事項等への適合性に関して資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁は、説明を受けた内容について事実関係の確認を行うとともに、主に以下のコメントを伝えた。

- 本件の申請範囲について、本年1月15日付けで認可した輸送貯蔵兼用キャスクの基数増加及び収納可能燃料の追加に係る実施計画変更内容との関係を整理して資料に追記すること。
- 構造強度評価における既設と増設の比較に係る説明において、コンクリート基礎の構造強度に係る変更点等についても整理して資料に追記すること。
- 自然現象（竜巻）に係る評価において、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備内にある設備・仮置き物品の飛散、衝突等による影響の有無について確認した上で資料に示して説明すること。
- また、評価の中で核燃料輸送物設計承認申請書を引用している箇所については、引用部分の根拠を示すとともに、その内容が本申請対象設備にも適用できることを資料に示して説明すること。
- 検査可能性に対する設計上の考慮に係る説明に関して、計装関係等も含めて対象設備等に漏れがないか改めて確認した上で資料に示して説明すること。
- 輸送貯蔵兼用キャスクとして核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則への適合を前提とした評価が含まれることから、核燃料輸送物として確認すべき内容と実施計画に係る検査項目との関係を網羅的に整理した上で資料に示して説明すること。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. その他

(資料)

- 講ずべき事項等への適合性 (まとめ資料)

以上